

弁護士会ニュース 第2号 (2019.10.28)

東京3弁護士会(東京・第一東京・第二東京)から、台風15号・19号の被害を受けた方にお伝えしたい情報をまとめました。

【このニュースについての
お問い合わせは】
第一東京弁護士会・法律相談課
TEL 03-3595-8575 まで

罹災(りさい)証明について

■り災証明書とは?

- 住宅の損壊の程度を自治体が調査して、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊などの認定をした証明書です。
- 申請先はお住まいの市・区役所や町・村役場です(公民館などに臨時窓口を設置している自治体もあります。)

■り災証明書は何に使う?

- 次のような手続をするときに、り災証明書の提出が必要になります。
 - ・被災者生活再建支援金、義援金、見舞金等の受け取り
 - ・住宅金融支援機構、災害援護資金等の借入れ
 - ・納税、保険料、公共料金等の期限延長
 - ・災害救助法に基づく仮設住宅の入居、住宅の応急修理

■り災証明の申請・調査

- り災証明で認定された損害の程度によって、受け取れる支援金の金額など、受けられる支援の内容が違う場合があります。
- り災証明書の申請のときに、建物の写真の添付が必要な自治体もあります。
【写真を撮るときに意識すること】
 - ・家の外観を、できれば4方向から。
 - ・浸水した高さがわかるように。
 - ・家の中の被害状況もわかるように。
- 撮影は、携帯やスマホのカメラで構いません。
- 自治体による調査の前に建物を修理する場合は、修理前に写真を撮って、被害の程度を記録しておきましょう。

■認定結果に不服があるときは

- 再調査の申し出ができます。調査担当者に、損壊が大きい箇所を具体的に示す等して、被害の程度を詳しく説明してください。

土砂の撤去・家屋修理等

■流入した土砂等の撤去

- 行政は、原則として、私有地に流入した土砂等の撤去はしません。ただし、支援制度を設けている自治体もありますので、お住まいの自治体に確認してください。
- 重労働になるので、ボランティアなど人手を借りることも検討してください。

■応急修理制度

- 災害救助法が適用された自治体では、り災証明で「一部損壊」(10%以上の損害)以上の被害と認定された場合、修理の一部を公費で行ってもらえます。
 - 修理業者と契約する前に、市・区役所や町・村役場に確認してください。契約後の申請は受付不可の場合があります。
- ※応急修理制度を利用すると、仮設住宅に入居できなくなります。

東京3弁護士会
無料電話相談
実施中です。
TEL 03-3581-2233
(平日午前10時~午後4時)

※詳細は案内チラシをご覧ください。

被災ローン減免制度

- 台風15号・19号の影響で、住宅ローン、事業ローン、自動車ローン、教育ローンなどの支払が困難になった方は、被災ローン減免制度(自然災害債務整理ガイドライン)が利用できる場合があります。
- 現預金500万円、各種支援金、弔慰金などを手元に残しながら、被災前から残っているローンの免除を受けられる可能性があります。
- 自宅の再建等のための新たなローンを組む余地を作ることができます。
- 原則として保証人にも請求されません。
- 利用できるのは個人のみです。会社等の法人は利用できません。

■詳しくは弁護士会にご相談ください。